

# 維持管理計画書について

施設運営に際して、周囲に迷惑をかけないように配慮した維持管理計画を策定し、施設運営に起因してのトラブル等が生じた場合には事業者及び管理者として真摯に対応できる維持管理計画書を策定すること。

## 維持管理に係る計画書の（点検概要）記載項目内容

以下の事項について、記載をすること。

- (1) 発電設備について（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備）
  - ①点検頻度（〇回／月など）
  - ②点検対象（反射状況など）
  - ③点検方法（測定器具、目視など）
  - ④点検項目（反射先の確認など）
  - ⑤異常時等対応
  - ⑥補修・更新時期等
- (2) 付属設備等について（キュービクル、架台などの再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外のもの）
  - ①点検頻度（〇回／月など）
  - ②点検対象（キュービクル、架台など）
  - ③点検方法（測定器具、目視など）
  - ④点検項目（漏電、異音発生状況など）
  - ⑤異常時等対応
  - ⑥補修・更新時期等
- (3) 事業区域及び周辺における必要な点検項目について
  - ①点検頻度（〇回／月など）
  - ②点検対象（柵、側溝、排水管、斜面安全確認、雑草繁茂、土砂流出など）
  - ③点検方法（目視など）
  - ④点検項目（土砂堆積状況、崩壊状況、雑草成長具合、周辺道路状況など）
  - ⑤異常時等対応
  - ⑥補修・更新時期等
  - ⑦不定期におきる地震・雷・台風などの自然災害の事前・事後点検及び被災対策
  - ⑧その他記載のない不測の事態への対応